

※防火対象物関係者の皆様へ

建物の**増改築**や**用途を変更**する場合

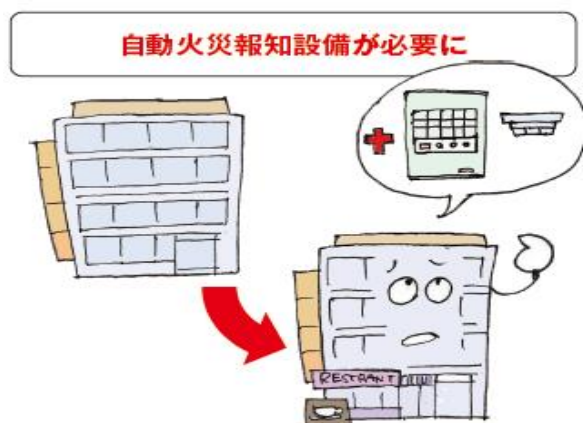


必ず、事前に消防局に相談を！

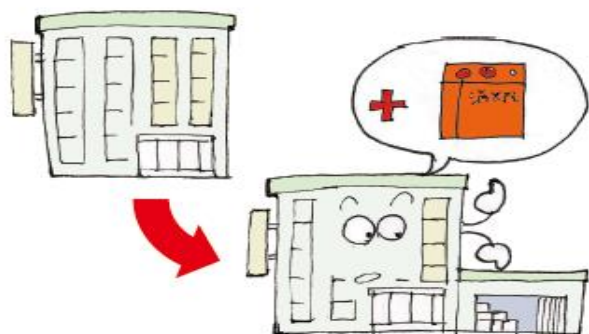
下記のような場合は、**新たに消防用設備等が必要になる**場合があります。

【事例 1】

事務所ビルの1階を、飲食店に用途変更したことにより、**自動火災報知設備が必要**になってしまった。



屋内消火栓設備が必要に



【事例 2】

物販店舗と、隣の倉庫を接続したことにより、**屋内消火栓設備が必要**になってしまった。

【事例 3】

病院の1階に、待合室を増築したことにより、**スプリンクラー設備のヘッドが未警戒**になってしまった。



スプリンクラー設備が必要に

【問い合わせ先】 **水戸市消防局 火災予防課**

水戸市中央1丁目4-1 水戸市役所4階 ☎029-221-0163